

Title	礪波平野の散村三論
Author	村松, 繁樹
Citation	人文研究. 4 卷 3(2)号, p.273-292.
Issue Date	1953
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

礪波平野の散村三論

村 松 繁 樹

本稿は文部省科学研究費の補助を受けてなした研究の一部である。なお読者は地理調査所発行地形図五万分一石動及び城端図幅または同二万五千分一戸出・出町・福光・城端図幅を参照されんことを乞う。

一

五月の空は高く青かった。ここ礪波平野ではカイニヨ⁽¹⁾(垣根)の梢をゆるがすそよとの風もない。暫くぶりに大都市の塵埃と喧燥の間から逃れて、のどかな田園に立つと、したたるばかりの緑が目にしみ入るようである。

それにしてもこのカイニヨの木々はなんと少く、まばらになつたことか。こんもりと茂つた森が、田圃のここかしこに、あたかも海原に点綴する小島が浮んだかのように見えて、家をすつかり包んでいたのに、今では屋敷地の内の家屋がむき出しに見える。戦時中の木材の強制的供出によつて、祖先以来何ものにもかえ難く愛護し、亭々と聳えていた屋敷地周囲の木々も多く伐り倒された⁽²⁾。礪波の風土に調和して、この平野に平和に安全に生きる家居の手だてと思われていたのに。

この平野を走る加越鉄道が、終戦前後の石炭事情に災されて代用燃料を使用した関係から、たまたま機関車の吐き出した火の粉が民家のくずやに飛んで燃え出した火災が、折からの西風にあふられて、このようにちりぢりに民家の離れ

た散村であるに拘らず、東西に細長く延焼した。带状に、罹災家屋の復興した跡が今日もしるく辿られるのが痛ましい。そのみではない。あのジェーン台風の際には、本土へ上陸した後の影響であつたにも拘らず、福野町近在の民家は床板までも吹き上げられたものがあつたと聞いている。⁽³⁾ ぐずや葺きの屋根全体を幾本かの太縄で縛られてあるのも、かつては見ない姿であつた。

二

礪波平野の特色ある田園風景に注目して、初めて聚落地理学上の問題としてとり上げられたのは小川琢治博士であつた。同博士は

「越中国東西礪波郡の農民の居宅は通例孤立家屋で、その周囲に針葉樹の立木を繞らし、家屋の構造は葺き二階屋で、その屋根の勾配は非常に急である。そしてその散布状態は大約一〇〇—二〇〇メートルの等距離に規則正しく建てられ、その間は田畑で隔てられていることは他に見られぬ景観である」

と報告し、これは本邦において稀に観るところの一種の居住状態で、英語で *Homestead* ドイツ語で *Hof* と呼ばれるものであるとした。そしてかような散居の起原に関しては、次のように説明された。すなわち

「東大寺越中国諸郡庄園総券及び東大寺開田越中国射水郡須加野地区に依り、ほほ方一町の方形の条里制がこの近傍に行われたことを想像し、もしこのような区劃によつて耕地が実際に区分され、農民がその中央に住宅を構えたものとすれば、自ら荘宅式居住が成立するとなし、同時に当地方の家屋の構造は庄川の上流にある飛騨国白川村の家屋の構造に類似し、二階が居室に当てられているらしいから、この家屋の構造の点から見れば、奈良朝のころこの地方の開墾が行われたころに、現今見るところに類似した荘宅式居住は既にあつたものではあるまいか」⁽⁴⁾

と想像されている。

これに対して牧野信之助氏は、記録上の調査から散村の成立を藩政時代より以前に溯ることはできず、加賀藩の政策

として散居せしめたものと考えられた。⁽⁵⁾

まず順序としてこの両説についての検討を略述しよう。前者の条里制の問題については、東大寺越中国諸郡庄園絵巻及び東大寺開田越中国射水郡須加野地図に出ている地名が今のどの地に該当するかは、その考証に甚だ困難を感じるが、少くともこれ迄論及された伊加留岐野を除いては、今日散村の卓越する地域に求めることができようか。その伊加留岐野の如きも、牧野氏はこれを伊須流岐野と解し石動野^{イヌルキ}であると述べているが、これではその四至が該当しないばかりでなく、石動なる地名は明治二十二年町村制実施以来の呼称で、それ迄は今石動⁽⁶⁾といった。然るにこの今石動なる地名は天正十四年(一五八六)三月芦原村を改称したものとすることは明らかである。かりにこの散村の卓越する庄川の流域にも方一町の条里制が行われたことがあつたとしても、条里制の施行が直ちに散村を發達せしめたとは考えられぬ。といふのは条里制の行われた所は大和平野を初めとして山城、摂津、近江諸平野及びその近傍などに少くないが、而もそれらの地では散村を發生せしめていないから、これをもつてこの地方におけるような可なり広い範圍に及んでいるわが国稀有の散村發生の説明とすることはできぬ。況んや上代に条里制の行われた土地には、現在でも地割乃至道路規劃において著しい特色を残しているに拘らず、礪波平野のそれには一として類似のものを認め得ぬし、又同地の地名にしても条里制のあつたことを想起せしめるようなものを見出し得ない。のみならず、各農家は地図上でも明らかのように、決して論者のいうように一〇〇——二〇〇メートルの距離で規則的に分布しているわけでない。

次にこの散村の成生を加賀藩の政策によるとなす考説は如何。先ず氣附くことは、もし散村が農業を主とする地方における村居の良法であるとして加賀藩の創設したものならば、散村は礪波平野のみでなく、加賀藩領域内一般に行われた筈である。ところが加賀や能登にかような村落形態がなく、礪波及びそれとほぼ類似の地形をもつ越中の特殊な地域にだけ行われたのは何故か。了解に苦しむ。

そこで礪波平野における散村の分布を仔細に検討してみたところ、この居住形態は、これ迄漠然と述べられたように

礪波平野全体に分布するのではなく、礪波平野でも庄川の水を受ける地域に限られており、而も北陸街道乃至北陸本線以北には及ばぬ。換言すればほぼ庄川の扇状地に一致し、山麓地帯はいう迄もなく、小矢部川の流域にも既に集村が發達しており、扇状地末端の湧水地帯以北では小村乃至集村となつてゐる。この扇状地は庄川の流路に従い、土地は南東から北西に向つて微傾斜し、また旧河道に沿つて凹地が放射状に走るので、土地を繪て水田として經營するため耕地は高低の差は極めて僅かではあるが階段耕作状となり、耕作地域が連続して一様な平面的な開拓を許す地方と異り、耕地それ自身が小さく分割され、一筆毎の面積が甚だ狭小である。而も土質は概ね壤土乃至砂壤土で、すぐの下層は全部礫から成る均質なものである。かような地域には散村の居住形式をとらしめることが屢々あるのである。

加之、この地は庄川扇状地で、年降水量約二千ミリ以上の多雨地方約千八百方キロを流域とする庄川は、青島を頂点として数多の放射状に分散する旧河道乃至分流及びそれから分れた網状の灌漑水路によつて常に豊かな水を供給するから、小溝さえ穿てば何処においても飲料水や用水に事を欠かぬ。而もこの僅かな扇状地の傾斜と河水の比較的速かな流速とは、下層の礫質であると相まつて排水が頗るよく、水に対しては極めて自由である。

かように庄川の水を自由に受ける地域では新開地の特色たる散村が發達し、各農家は孤立して自家の周囲を耕作したものである。又かように灌漑の至便な土地であるから繪て水田として開發され、単一な稲の耕作景を呈するが、この地域の農家の經營面積は氣候的に不利な条件もあり、畿内の約二倍に達している。それに扇状地の特色として水の浸透性が強く、水田には朝夕二回水を入れねばならず、刈つた稲はそのまま展げて地干で乾燥せしめるから、かように自家の周囲に耕地があつて、その管理も行届き得たのであつた。

従つて後に加賀藩により散村の居住様式と矛盾する田地割制度が施行されても、引地という便法によつてなお自家の周囲を耕作し得たし、近世經濟關係が複雑となつてともすれば原初の耕作關係が乱れようとしても機會あらばできるだけその關係を復旧して、勞力を比較的能率的に用い得る散村の特性を保持しようとした。かように地文的環境に適應し、

人間の叡智によりそれを賢明に利用して、特色ある散村は発達したものと考えられる。⁽⁹⁾

三

牧野氏は、氏の散居村落制の二論で縷々と加賀藩における開拓の進捗を詳述し、散居制村落の分布は独り礪波平野に局限されず、婦負、新川方面にもあることを注意している。そしてかかる村落形態の成立の理由については、主として加賀藩並びに富山藩の方針に帰している。論者は加賀藩の政策としたものから、更に富山藩もこれに加え、両藩の方針と解しているのである。

これは既に私の第一論で指摘したように、地形をほぼ同じうし水の豊かな神通川や常願寺川扇状地頂部、並びに黒部川扇状地等の新開に際してもとつた村落居住様式であつた。

第一論において私は環境に適応した居住形態である礪波の散村地域に、ほぼ六キロの等距離に並んで出町、福野町がその経済活動の中心地として発達しており、礪波平野の調和ある特異の聚落景観を形作つていることを結論したが、第二論においてさらにこれに敷衍して、かかる聚落が礪波平野の地域の特性に基づいていふことを詳述した。⁽¹¹⁾

四

牧野氏は更に散居村落制三論を展開された。⁽¹²⁾ここで氏が最も強調され、かつ重要な点は民家と耕地との関係である。即ち、ちりちりに散在する農家は、それぞれその周囲の耕地を耕していることを実証するに努められた。最近石田竜次郎氏もこの所論を更に発展せしめ、礪波散村地域の農家とそれぞれの周囲の耕地との結びつきを強調されている。⁽¹³⁾

しかし、この農家の周囲に耕地を圍繞せしめることは元來散村の有する必然的意義であつて、散村である以上は何処においてもささうである。礪波平野で更に注意すべきことは、加賀藩において寛永十年（一六三三）各地の免相を録上

せしめたことに發している改作法、寛永十九年(一六四二)以降実施せられた田地割との関連である。

牧野氏が礪波の散村を以て加賀藩の政策とされる重要な論拠は、寛文十三年(一六七三)に約二千石の新地を開いた山田新村にかかる、新田裁許役から改作奉行に宛てた書翰

「乍レ恐申上候 一、頭百姓一人に小百姓十人宛、五ヶ村か六ヶ村に御立家の義は、其村定の内ちりちり相立申候様に被仰付て可然奉存候(中略) 山田野一ヶ村に罷出候ては、作所手遠く百姓勝手出来悪敷可有御坐と奉存候。右之分先は窺申上候以上。

(寛文十三) 丑二月廿九日

いづみ重右衛門

田中 三右衛門

この伺書に対しての返事

一、頭百姓一人に小百姓十人宛にいたし候て、五村定家の所は其村定の内へ散々に為レ立可レ申旨(中略) 紙面の通作所手遠くては悪敷可レ有レ之候

(寛文十三) 三月二日

とある文書と、下新川郡若栗村の天保九年(一八三八) 田地割申渡に

一、悪水の義は、田地養に相成候義に候間、以後新たに家作致し候もの、領の内まばらに相成候様心得可申云々

とある文書である。これについては『富山県礪波地方における慣行小作権の構成と農地改革』の著者もこの同じ資料を用い、牧野氏の所説に従い議論を進めている。⁽¹⁴⁾ 併しこの点は、既に私の第一報で指摘したように、問題の山田新村は礪波平野の南西隅山田川と小矢部川との間に横たわる洪積台地上にあつて、いう迄もなく比較的新しい開拓に属する。かような後の場合から逆推して、これをもつて直ちにそれよりも先行する平地の散村の起原を藩の創設にありとすることは如何であろう。ましてこの文書の意をみると伺書に対する許可の様式で、命令ではない。即ち新田裁許役から散在して家居したい旨伺い出たのに対し、改作奉行がこれを許可したもので、決して藩から散居を申し渡したものでない。

もともとの新田裁許役は改作奉行に属し新開地に関する事務を執るものであつたが、百姓の有力者から採用したものである。新田裁許役の願出は百姓の願出を代表するものと解したい。蓋し山田新村にあつては、平野に行われていた散村の居住様式が農耕に至便であるところから、その近傍の新地を開いた際、屋敷地の設定及び家屋の建設についてそれにならぬ散居しようとしたものであろう。第二の文書にしても礪波の散村地域についていつたものではない。現在でも然るように、屋敷内の台所近傍に穴を掘り下水その他の汚物を捨て、沈澱した沃土を耕作開始期に田圃に肥料として投入するときは「つぼ出し」と称し、赤飯くらいをたいて祝う慣行であるが、特にこれが散居の重要な要因とは考えられぬ。

さはさりながら、何れにしても、これらの文書は時代が下つているのであつて、それより先行する散村の起原を説明する資料とはならぬ。牧野氏がいつの論考にも引用して散村起原に関する最も重要な論拠とされる第一の文書は、寧ろ私は既にそれよりもずっと前から実施されるようになった加賀藩の田地割制度（または基盤割）の⁽¹⁵⁾実施と、散村との矛盾を前提して、初めて解明し得ると思う。加賀藩の田地割制度は、農地は永年耕作している間に「上田に而茂清水冷等に而土目悪敷成、下田に而も地味押直り申様之義」⁽¹⁶⁾あつて、地味の肥瘠を生じ、また川入りや山崩れなどの天災で荒廢することがあり、人々の持分に幸不幸ができるから、二十年毎に田地割替を行つて村内各自の利害を平均せしめようとするものである。そしてこれは藩から勅行の厳命督促を受けている。⁽¹⁷⁾かくすれば、礪波平野の散村地域にあつては自家の周囲の農地を耕作するという原則は、田地割制度の精神と相反するもので、もしも田地割制度を強行しようとするれば散村の原則はこれによつて崩壊するわけであるが、この原則をくずさず、加賀藩農政の重要な基底をなしたものと考えられる田地割替をも実施しようとする苦心が礪波散村地域の特殊性であつたらう。そしてこの矛盾を解決する具体的な取扱いが引地である。即ち持高百石について田六反迄は引地と称して田地割より除外し、交換しないことができた。かくて礪波農村の生活を徒らに甚しい混乱に陥れることなく、散村形態の持続を図つたものと考ええる。蓋し封建社会の秩序におい

ては過重な貢租を徴収することが至上命令で、比較的善政の施かれた加賀藩においても例外ではない。しかし江戸幕府三百年、前田藩がよくその社稷を維持し得た所以のものは、加賀藩に歴代英主が出て対幕府政策のよろしきを得たことは勿論であるが、又一は対領内の民政問題、とりわけ農政において地についた政治を行ったことによるものと考へるのである。従つて作所手遠くは不便である旨を歎願する文書、或は不便なことを述べる記述の多いことについては、牧野氏のようにこれをもつて散村の起原を説明しようと解すべきではなく、寧ろ礪波平野が既に散村地域として存在し、民家がその周囲を耕作していた現実を尊重しつつ、田地割替制を実施しようとしたことによるものと解すべきである。思うに礪波の散村が加賀藩の政策によつてできたものでないことは、時代は下るが、文政二年に野尻村が田地割を行った際の「碁盤判定書之事」の中に、一、頭振出来家之分は七右衛門嶋おかね川原より下又は鼻高筋江勝手次第に家為致可申候事とある。更にはまた藩制の崩壊後でも民家は新たにできるときは常に散居であること、⁽¹⁸⁾ 県道開通後県道沿いに来た街村的なものを除けば、近代生活が諸種の面において集村たることを要請するに拘らず、散村の特色は常に保持されている。これは村創め以来の伝統、従つて村民の間に出来上つた一つの気風でもある。それに牧野氏は、氏の第二論で散村起原の説明を富山藩の政策でもあつたとして地域的に拡大しており、また改作法が散村を助長したといわれるが、富山藩制は大体において加賀藩制に準じてはいたものの、富山藩では改作法の如きは行わず、百姓直納を続けたようである。⁽¹⁹⁾

牧野氏は、氏の第二及び三論で最も多くの努力を、従つてまたその論考の最も多くの頁数を江戸時代における越中の土地開発について費し、特に台地の開発の多かつたことが散居村落制をとらしめたと力説されている。改めていう迄もなく、近世封建領主の民政上の関心は封建の基礎としての疆土の充実を計るにあり、競つて疆土拡充策としての新地の開発が行われているのである。加賀藩にあつては、新田は一・二年作り得、三・四年は半租、五年からは見廻免によつて全納となつたが、一般に本高より免相は低く、奨励保護の手を加えている。従つて日本中央高地からの大河が山地を

辞して俄に平地に展けた所に築きあげた広大な扇状地が、河川の乱流によつて荒蕪のまま残されていた所に開拓の手が加えられたことはもとより当然である。牧野氏は台地上の開発に散村の發達したことを強調されるが、われわれの理解するところは、台地上もさることながら、とりわけ越中では多くの広大な扇状地上の開発においてであつた。しかも乱流する扇状地において、扇頂から放射状に展開する旧河道に沿う低地は、開発が遅れていた。例えば古い庄川跡と考えられる野尻川々跡に岩武野開九百九十石が開かれたのは天和三年（一六八三）であつた。⁽²⁰⁾牧野氏の三論に引用される『正保三年より元祿十一年迄之内出来新村名記申帳』にも、岩武野開として「家居ナシ」との註記がある。⁽²¹⁾その後開拓続き、今岩武新といつて⁽²²⁾いる。かようにして、かつての流路であつた野尻川、中村川、千保川の旧川跡は開かれて水田にこそなつてゐるが、現になお民家の占居するものは甚だ少く、その川跡の地であることは歴然と指摘し得る。特に千保川の如き、堤塘のなお蜿蜒として残存するのを見得るのである。かようなわけで、庄川扇状地といつても何処に先ず民家が占地したかについてみると、これら低地の間に河流の方向に沿つてのびる微高地においてであつた。さればこそ地名の語尾につく「島」なる呼称が、礪波平野にあつては「字」と同義語となつてゐるのでもあろう。社会生活上の一つの単位をなしたものと考えられる。かような関係を示す典型的なタイプを、われわれは旧中野村の聚落⁽²³⁾についてみる事ができる。その他の聚落においても、その方向は河川分流の方向（即ち扇頂を中心とする放射状の方向）においてである。かくて次にだんだんと低地が開拓されてきた過程をとるが、何れの場合でも微高地に立地する家は母屋で、それから「手遠き作所」であつた低い方へ分家が出ていつた形を見出し得る。そしてこの際、民家は自給的色彩の濃厚な農業経営に都合のよい散村の形態をとつたものと思われる。而してかかる散居の典型的な形式は、扇央地に著しいのである。

かように草創以来環境に適応した良法として各戸の周囲に自家の耕地を圍繞せしめ、通耕距離の短縮によつて労力の節約をはかるといふ比較的能率的な農業経営をやつた結果、田地割替制が強行されても元來引地は広く認められなかつ

たので、相互申合せの納得によつて認められた替田の方法にもより、いかにこの散村の特色を保有してきたかを、われわれはこの扇央地に近い不動島村の場合についてみよう。同地小倉宗次氏所蔵の『万延元年申八月御田地請卸し暨御収納米帳』によつて二、三の例を摘記すると次のようである。村の大地主である次郎九郎は

高三拾五石六斗

一 拾五石四升五合

定納

一 七升式合

東三ノ十式ノ内式拾壹歩

七右衛門

一 壹升五合

關田越米之内

六右衛門

請

一 壹石六斗四升六合

四郎兵衛

一 八升式合

右同断

六郎右衛門

一 引地三百九拾七歩七分

長田

一 式拾石四斗九升八合

内卸し

四升六合

甚左衛門

一 同百五歩三分

宗四郎

一 八升七合

幸作

壹斗六升

同 四十七歩

久右衛門

一 壹斗九升八合

掛与三右衛門

壹斗五升式合

同 四拾四歩八分

源兵衛

一 壹石式斗六升

四郎兵衛

四升壹合

引地拾歩

孫左衛門

一 東三ノ二 壹反

庄兵衛

壹石三斗四升

家腰壹ノ五 壹反

三右衛門

一 九斗七升六合

同人

壹石三斗五升

同 壹ノ六 壹反

与三右衛門

一 四斗七升六合

一 東三ノ六ノ内百三拾六歩

堯石貳斗堯升

同 貳ノ四 堯反

孫右衛門

六斗三升貳合

西堯ノ三之内百五拾七步

六助

三斗堯合

東二ノ三ノ内七十八步

十郎右衛門

堯石五斗七合

東三ノ三ノ内三百貳步

同人

堯石三斗九升

東二ノ十 堯反

太左衛門

堯石四斗

西ノ二ノ四 堯反

孫左衛門

堯斗八升五合

東三ノ四ノ内五十 三反

甚右衛門

六升

右田ノ内十七步

与三右衛門

堯石堯斗八升

西三ノ十一 堯反

藤左衛門

貳斗六升三合

西三ノ二ノ内 七十七步

七右衛門

貳升七合

右田ノ内 八步

八左衛門

貳斗八升

右田ノ内 八十二步

甚左衛門

三斗九升

右田ノ内 百拾四步

六助

七合

西領二ノ十ノ内 貳步五分

太左衛門

九斗七升

同 二ノ十一 堯反

三右衛門

九斗六升

同 二ノ八 堯反

彌三右衛門

四斗九升

貳百步割四堯割

源兵衛

四斗三升貳合

同割九ノ内 百九拾貳步

太右衛門

堯升八合

右田之内 八步

六助

三升五合

東三ノ三ノ内 拾步

七右衛門

堯斗三升

付米

村方

七合

東三ノ四 貳步不足代米

同

三合

西堯ノ二ニ堯步不足右同断

同

堯斗三合

引地 廿四步八厘下シ

六助

礪波平野の散村三論

一二二 (二八四)

壹斗壹升六合

八右衛門

式斗壹升式合

久助

引地 廿八歩五歩の内

東三ノ八 六拾壹歩

式斗九升九合

久右衛門

拾五石式斗四升六合

式百歩割五ノ壹 百三十歩

残而五石式斗五升式合

出来

とあり、その所有地は散在しており、地主手作りの場合でも耕作地の総てが自分の所有地ではなく、卸作をやらすと同時に請作をしている。かように手遠い所は小作させて、居屋敷近くを請作しても作ろうとする関係はもとより零細農民の場合も同様で、例えば同村久右衛門は

高 式斗

一 壹斗六升壹合

三右衛門

一 九合 定納

式反割五ノ壹割

一 式斗九升九合

次郎九郎

請

右田之内

一 壹斗六升

次郎九郎

屋敷 四十七歩

内卸シ 三石式斗式升七合

一 壹石三斗六升

八左衛門

壹升式合

十郎右衛門

家腰壹ノ壹 壹反

闌組越米

一 式斗六升八合

七右衛門

壹合 屋敷米当り

宗四郎

東壹ノ九之内 六拾八歩

一 九斗七升

庄兵衛

西領二ノ二 壹反

残而 三石式斗壹升四合 出来

さらに孫左衛門の場合には

高拾石八斗

一 四石五斗六升四合 定納

請

一 式升四合
 屋敷七歩
 一 壹升六合
 同 四歩八分
 一 壹升
 同 三歩
 一 六升貳合
 同 拾八歩二分
 一 貳石壹斗六升三合
 引地 五百貳拾貳歩五分
 一 壹石七斗貳升八合
 同 四百拾七歩貳分
 一 貳斗四升九合
 同 六拾歩一分
 一 壹斗七升
 同 四拾壹歩壹分
 一 四升壹合
 同 拾歩
 一 壹石貳斗一升
 家腰割二ノ四壹反
 一 壹石四斗四升
 西一ノ五壹反
 一 壹石四斗七升
 西一ノ六壹反

六郎左衛門
 孫三右衛門
 三右衛門
 掛作与三右衛門
 庄兵衛
 長田
 掛与三右衛門
 四郎兵衛
 次郎九郎
 同人
 八左衛門
 七右衛門

一 壹石四斗三升
 西一ノ十一 壹反
 一 壹石四斗
 西二ノ四 壹反
 一 壹石五升
 西二ノ九 貳百七拾貳歩
 一 壹石貳斗八升
 西三ノ三 壹反
 一 貳斗五合
 西二ノ五ノ内 五拾三歩
 内卸シ 貳拾石壹斗六升六合
 一 壹石三斗三升
 家腰壹ノ九 壹反
 一 壹石貳斗三升
 同二ノ五 壹反
 一 壹石四斗五升
 西壹ノ十二 壹反
 一 九斗九升
 西領二ノ七 壹反
 一 壹斗四升貳合
 關田越米
 一 壹升三合
 右同断

長田
 次郎九郎
 幸作
 四郎兵衛
 宗右衛門
 源兵衛
 八左衛門
 同人
 八右衛門
 掛与三右衛門
 幸作

三升

村方

三升壹合

八右衛門

付米

西二ノ五ノ内 八歩

壹斗七升壹合

宗右衛門

請之内卸シ

西三ノ三之内 四拾八歩

六升八合

久助

八合

同人

西三ノ三ノ内 十九歩

四合

六助

西一ノ六ノ内 貳歩

引地 壹歩

残而拾四石六斗九升九合 出来

とあり、その何れの場合でも、特にある地主の田地を小作するのではなく、ほとんど一筆ごとに異つた持主の土地を請作している。最後に引例した孫左衛門やこの他にも八左衛門らの場合のように請之内卸しとあり、即ち所謂又小作に出していることは注意すべく、庄川扇状地に発生した特殊な小作慣行権は、既に江戸時代に孕んでいたのである。

五

すぐる農地改革によつて、富山県は村内地主の小作地は一町歩まで保有を認め、又この一町歩保有小作地も自作地と合せ三町歩を限度として他は解放された。然るにその際、耕作地は自家の周囲に集めていたという特色は、東野尻村や鷹栖村のような扇状地に近い所では比較的よく保持されていたが、然らざる所例えば庄下村の如きではその関係が錯雑し、自家の周囲を保有したわけではなかつた。従つてその際、自家を中心として農業経営に好都合なように、耕地の交換分合が問題になつた。そこで村々で、宅地とその耕地との関係を明瞭に示す基礎図の作成に努めた。鷹栖村でさえ、この図を耕地分散図と称している。がとに角、それらの図によつてわれわれは農地改革の際における宅地と耕地との関係を最も正確に知ることができるところが庄下村の根尾宗四郎氏のような土豪的大地主の存在した所では、同氏らの熱心な主唱によつて、かような耕地の交換分合が円滑に遂行されたが、これという大地主がなく、宅地と耕地との関係

が比較的よく旧態を保持した鷹栖村では、飛び離れた耕地が必ずしも少くはないのであるが、自身の耕作地に執着し、却つて交換分合が進行しない実状である。

なるほど田地割制度の施行は確に貢租の負担率を能う限り均等ならしめることを目的とした。論者は農民層の分化が進行する可能性を除去するため一村平均免とすると共に、藩の徹底した近世的支配体制と農民層の固定を確保することを目的として発生したものである。しかし農民層の固定の点は果して如何であつたらうか。⁽²⁴⁾ 礪波平野の特色ある散村のたゞずまいは常に変らぬものようである。しかし、かようなのどかに見える田園の姿も、実は興亡常なきものであつた。例えば先ほど引用した不動島について見ても、鷹栖村役場所蔵の明治年間の地籍図と、前陳の耕地分散図とを比較するにはや家数に相違があつて、この形勢を看取し得る。これを歴史を通して見ると、実に農家の変遷が著しい。即ち切高仕法施行直前の元祿四年（一六九一）から、石高制の最後の年である明治五年（一八七二）に至る一八二年間に、⁽²⁵⁾ 六四戸以上の農家が盛衰をくり返したが、元祿のころ約一五―八戸あつた農家の中、この一八二年間に二戸を残したばかりは退転、断絶してしまつた。この期間において約一〇〇年間継続した家は僅か一一戸にすぎず、維新当時にあつた二九戸中、三分の二までが僅々七、八〇年の新しいものであつた。⁽²⁶⁾ 不動島が地理的条件に余り恵まれなかつたによることあるにしても、その興亡の甚しいのには一驚を喫せざるを得ない。⁽²⁷⁾ かようにして民家が退転し、又は新造される場合にあつても、このような変化は常に散居の形のままにおいてであつた。

六

前に引用した万延元年の『御田地請卸し暨御収納米帳』でも窺えるのであるが、また村役場所蔵の明治五年壬申戸籍簿にも明らかかなように、この地方の農家は屋敷地の所有者と家屋の所有者とが同一人でないものが多かつた。特に不動島では明治五年に、同居者を除き、全戸数の六三%の屋敷地が借地であつた。地籍図において、一つの屋敷地がなお幾

筆にも分割され地番が統一されていらないのは、その成立の新しいことを物語る。古い農家ではその屋敷地が一つの地番から成っているのである。かように、元来ならば深く大地に根を下したと考えられる農家ですら、屋敷地の所有権は持たず、その用役権をのみ所有するものが多かつた。これは一つは耕地の中央に宅地を求めようとしたところから来たものと思う。

尤もこれらは農地改革によつて解放され総て用役権者の所有となつたが、思うにこの地域は概ね乾田で耕地を宅地にすることが比較的容易であり、宅地を田に復元することもまた容易であることに注意しなければならぬ。前述の不動島の耕地分散図の方が地籍図より家数が少くなつてゐるが、その消滅した屋敷地の跡は総て水田となつてゐる。かような屋敷跡の田はこの他にも多く見出され、屋敷跡田なる呼称が当該水田の通称となつたものがある。また十村であつた野尻村の菊地氏の屋敷地が、時代の趨勢によつて縮小されているが、かようにして削られた部分も又水田になつてゐる。

思うに開発当初においても個人的に土地の高みに居住して開墾したが、その後の低地の開拓に際しても、湿気を防ぎ、水害予防にも備えて地盤を高くし、個人的に家居を定めたものである。この地域には「ザル代」と呼ばれる慣行がある。その起原は明らかでないが、その意義に二説がある。一つはこの地方の方言で肥料をザルというから「ザル代」とは土地を肥沃ならしめた報償の意と解し、今一つは「ザル」は砂利の転訛で、かつて低湿地であつた田畑又は宅地を乾燥させるために、小川を浚えて得た砂利で土盛りすることが例であつたから、「ザル代」とは砂利運搬の報償の意であると(28)するものである。われわれは今「ザル代」の説明をこの何れかによるうとするのではなく、説明に用いられている二種類の営み共あつたことを考えたい。礪波の散村地域では屋敷地とその周りは高い。排水がよく従つて畑作に適している。又畑作は管理に最も手数が要り、この地方では水田作に比べて五倍位余計に労力が要るといふ。そこで屋敷の周囲の水田の一部を毎年順番に畑にする。そこは施肥がよく行われ土地が改良されて、翌年の稲の収量も大となるのである。

われわれは牧野氏が、その三論で述べられるような、庄川扇状地中央の福野町や出町（今礪波町）の開立を、その附近の荒蕪地開拓の基地として創立したものとす考説に賛することはできぬ。氏は北海道でも最も新しく後に開かれた根釧原野の開発の場合から類推されたのであるが、果して如何であろう。

既に私は一論で、これらの町が礪波平野の開拓成つて、その経済中心として町立されたことを述べたが、商品経済の発達乃至その礪波平野への浸透により、慶安承応年間（一六四九—一六五二）に交易の中心を町立し、その後順調な発達をとげたものである。⁽³⁰⁾それは謙虚にその町立に関する資料を読みとることによつて明らかである。町を基地として開墾するということは、町立の許可があつた暁は、町立によつて潰れた土地を新たに開墾するからといつて願ひ出ているのである。例えば出町即ち当時の杉ノ木新の町立の場合には、潰れた百石の地積は三年間に杉木村、太郎丸村、大辻村、深江村、小杉村等で新たに開墾することを条件として願ひ出ている。

更にこれらの町の町家が、多くは近在の農村出身者で構成されていたことは、町方一般のものは総て屋号で呼ばれていたが、その屋号は殆んど出身地名を称していることによつても窺えることと思ふ。⁽³¹⁾

八

最後に民家の周囲を繞る立木についても見たい。牧野氏は二論で、大体は原野開墾に際し、従来より生え抜きの樹木を利用して、そのままそこに屋敷地を構営したものが尠くないことを述べた。三論では居館地を防禦し、カムフラージする威嚴的迷彩として発達したものが、そのまま伝承されたものとし、更に一般的にわが国中部以東—開拓後進地域にはこの景観が多分に見られるとしている。

なるほど関東地方には屋敷地周辺に樹叢を有するものが多いのは、確に土地に余裕のあるによることも否定し得ない。屋敷林が居館地を防禦し、カムフラージする威嚇的迷彩として発達した場合もある。然し礪波では、既に私の一論で指摘したように、その樹種から見てもかような性質のものでなかつたと思う。それに立木が田圃の蔭をなして収穫を減少せしめるから、小百姓や頭振の屋敷ではいかなる木も茂らすことは禁ぜられていた。⁽³²⁾ただ注意すべきことは、牧野氏は三論で居館の居住者がその郎党、随従者をその近郊に住ませ耕作したのが散村制成立のもととなつたものかとしているが、寧ろこの考説の方が傾聴に値するものと考えられる。しかし、かくすれば牧野氏としてはこれまで論拠として用いられた文書の年代よりずっと溯ることとなり、日本における二つの代表的な村落形とされた散居村落制と環濠部落とを、同じ中世起原のものとすることになるのである。

さはさりながら、凡そ民家が屋敷林を有する所は、何れも強い風のある所であるに交りはなく、遠州の平野や志摩の国府村の高い檜の垣根や、潮岬台地上の屋根よりも高い生垣、さては斐伊川下流平野では松があたかも屏風のように刈り込まれて、卓越風の方向である屋敷の西に植えられていることも想起される。礪波平野においても年々大風があり、風害の記録の存するものも少くない。例えば文政十一年八月の大風では「垣根野畔之雑木風折潰潰家有之」⁽³³⁾、安政五年十一月の大風では「潰家有之少々之痛家並わら垣等ふき返申義は際限も無御座」⁽³⁴⁾、文久三年二月の大風では「野尻組につぶれ家拾四間其外いたみ家数多し」⁽³⁵⁾、明治十八年七月一日「人家損害甚だし樹木根返り多し」⁽³⁵⁾など枚挙に暇がない。本稿の最初に屋敷林の現況を眺めたように、礪波平野の農家が戦時中に屋敷林の木材を供出したことによつて、強風を防ぐのに如何に困じているかを見れば、垣根の植えられた目的は自明であろうと思う。況んやその樹種が西、北及び南は杉であるに對し、東は風が最も少いので礪波平野の民家は東向きになつていて、こちらには垣根が薄く、柿の木が植えられていたり、また墓地には松の木があつたりする。

かような樹木にとり囲まれた民家が散村をなして展開していることは、やはり自然的乃至地理的条件に適應して生活

している礪波の地域的特性と解すべきものであるが、われわれはこの問題を更に究明するため、扇央地に近く散村の最も典型的な景観を示し、かつ耕地と民家との結びつきが最も緊密な鷹栖村について、集約的な調査を試みつつある。その結果は他日報告するところがある。

摺筆に当り現地調査においてお世話になつた桜井孝矩、木下秀夫、林宏、小倉幸春諸氏、並びに鷹栖村役場の村中源太郎村長、宮田公臣、中明宗平ら諸氏に深甚の謝意を表する。

註

- (1) 屋敷地四周の垣根を方言カイニヨ、カイニユ、カイナなどと呼称する。(2) 鷹栖村で最初に垣根の木材を供出した原田久六氏がそのことを一つの語り草としていることは余程の決心であつたのであろう。(3) 高岡北部高校長。桜井孝矩氏談。
- (4) 小川琢治博士、越中国西部の荘宅につきて、地学雑誌二六ノ三一二。(5) 牧野信之助、旧加賀藩の散居村落制に就きて地学雑誌二七ノ三二〇。(6) 石崎記録、太田旧記、越中史料第一編所収。(7) 藤田元春博士、尺度綜考、二〇二、三、三四—三一八参照。(8) 東木竜七、地誌学四六四—四六六頁参照。(9) 拙稿、礪波平野に於ける散居村落に就いて、歴史と地理二八ノ四。(10) 牧野信之助、散居並に環濠部落について、歴史と地理二七ノ一。(11) 拙稿、礪波平野の村落景観、地理論叢書—一橋論叢。(12) 牧野信之助、越中国新開地帯散居村落制三論、社会経済史学一ノ二。(13) 石田竜次郎、散村とその耕地—とらなみ覚書—一橋論叢。(14) 農政調査会、富山県礪波地方における慣行小作種の構成と農地改革—富山県東礪波郡東野尻村調査報告—昭和二十七年三月。(15) 栃内礼次、加賀藩田地割制度。(16) 川合禾蔵、諸留、野尻村史料所収。(17) 天保九年田地割替勅行令、栃内礼次、前掲書、一八〇頁所引。(18) 森田純三蔵、文政二年閏二月碁盤割定書帳。(19) 林喜太郎、越中郷土史。九二頁。(20) 川合禾蔵、御郡覚書、元祿十四年礪波郡名之由来書上り申所之覚書。(21) 右文書にも岩武野開之高近在より支配仕に付家無御座候とある。(22) 天保五年より岩武新村と称した。菊池孝吉蔵、野尻組巨細帳、野尻村史料所収。(23) 昭和二十七年四月一日他の七ヶ町村と合併して礪波町となつた。(24) 農政調査会編、前掲書、一九—二〇頁。(25) 孫左衛門、明治五年、小倉孫作、現小倉宗次と、次郎九郎、明治五年田中次郎九郎、現田中米次の二家。(26) 田中米次及び小倉宗次家所蔵

古文書による(27) 地籍図と耕地分散図との二つの比較でもその一斑を知り得る。(28) 小野武夫博士、農民経済史研究、二一六―二一九頁。大森戒三、加賀藩の農政一般と富山県下における特殊小作慣行、名古屋控訴院、司法資料二。(29) 菊池孝吉蔵、御郡町立ケ所持伝旧記調理帳。(30) 加茂家蔵文書が天保十年(一八三九)ころ福野に相当数の業種のあつたことを物語るのはその一斑を示すものである。(31) 出町史刊行会「出町の歩み」一五―一六頁。(32) 森田純三蔵文政二年閏二月基盤制定書帳に「小百姓頭振居屋敷之義は木竹何に而茂立申間敷候事」とある。(33) 菊池孝吉蔵、能美組之内三拾六ヶ村等立毛御見立一件留帳。(34) 川合禾蔵、安政五年六年、内御用方。(35) 森田純三蔵、年々諸事日記留帳。(36) 現在の事情のもとにおいてであるが農耕地と住宅、耕地と耕地との間の距離が短縮せられる関係から、人間の移動、農用器具機械、種子、肥料、農薬、生産物などの運搬において時間と労力を節約し得るばかりでなく、耕耘、施肥、灌漑、収穫などの作業をなすに当つて甚だしく労力を節約し得ることは次のような調査によつても明らかである。すなわち群馬県農会調査の結果によると

種類	現況(散在せる場合)		集団せる場合		両者の差額	
	田	畑	田	畑	田	畑
総耕作労力	一九八人	二三八人	四三六人	一六五人	一八八人	三五三人
反当耕作労力	三一	二七	五八	二六	二一	四七
種類	調査村の平均		自家に近接(約一町)せる農地		両者の差額	
稲作	一四・八〇	人	一一・七三	人	三・〇七	人
麦作	一二・〇〇		九・一九		二・八一	

右表によれば耕地の集つている場合は田において五人畑において六人の労力を節約し得る。また倉敷農業労働調査所の調査による結果は次の如くである。